

高根沢町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年12月20日

高根沢町監査委員 寺田光夫

高根沢町監査委員 神林秀治

対象団体等	実施年月日	監査の結果
N P O 法人 次世代たかねざわ	令和元年11月13日	当団体は、設立の目的に沿って適切に運営されており、町指定管理委託料に関する出納、その他の事務の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。
社会福祉法人 誠和会	令和元年11月14日	当団体は、設立の目的に沿って適切に運営されており、町指定管理委託料に関する出納、その他の事務の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。